

直轄海岸保全施設整備事業 にしくにさき 西国東地区

事業の概要

本事業は、大分県北東部、国東半島の西側に位置する豊後高田市の干拓地において、大規模地震及び高潮による甚大な被害を防ぎ、自然災害から国民の生命・財産の保護及び農業生産の維持・安定を図り、もって国土の保全に資するため、海岸保全施設の補強・改修を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、昭和21年から昭和44年の国営干拓事業で築造された干拓地であり、背後地に広がる畑地帯は優良農地として意欲的な農業生産活動が行われ、白ねぎは西日本を代表する一大生産地であり、その他、葉たばこ、すいか、ぶどう等の収益性が高い営農が展開されている。

本地域は、南海トラフ及び周防灘断層帯地震の影響を受ける地域であるが、堤防等の施設は、必要な耐震性能を有していないことから堤防の崩壊が危惧され、さらに砂質地盤の液状化被害も想定されている。また、常襲する台風により、高潮による農作物等の被害が生じている。

このため、海岸保全施設に必要な機能の確保を目的とした整備を早急に行い、大規模地震及び高潮による甚大な被害を防ぎ、自然災害から国民の生命・財産の保護及び農業生産の維持・安定を図り、もって国土の保全に資するものである。

事業の効率性

・総費用総便益比の算定

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	①=②+③	40,456百万円	
当該事業による費用	②	39,040百万円	当該事業費25,000百万円
その他費用	③	1,416百万円	
評価期間(当該事業の工事期間+50年)	④	69年	工事期間平成30～48年度
総便益額(現在価値化)	⑤	426,653百万円	
総費用総便益比	⑥=⑤÷①	10.54	

(注1) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

・年効果額(便益額)

本事業の実施により、海岸保全施設に必要な機能が確保されることで、事業を実施しなかった場合と比較して、年間3,291百万円相当の一般資産被害の減、5,923百万円相当の公共土木施設被害の減などにより、年間9,213百万円相当の事業効果が見込まれ、国土保全及び農業経営の安定が図られる。

一般資産被害軽減額	3,291百万円
公共土木施設被害軽減額	5,923百万円
計	9,213百万円

(注1) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

日程・手続

平成29年度中に、海岸法第6条に基づき、直轄事業実施に関する海岸管理者への意見聴取及び公示の手続を実施する予定。

事業に対する決議

平成28年9月30日に、大分県知事から直轄海岸保全施設整備事業「西国東地区」の着工要請が国に提出。

その他

・事業推進体制

平成29年8月25日に海岸保全施設整備「西国東地区」推進協議会を設立し、事業を推進。

(構成：大分県、豊後高田市、豊後高田地区土地改良区、呉崎干拓土地改良区、呉崎北部土地改良区、真玉町土地改良区)

・維持管理体制

海岸管理者である大分県知事が管理。

評価担当部局

農村振興局防災課

概要図

1. 防護面積	1,100ha		
2. 防護人口	1,710人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	堤防工	L=7.3km	18,707百万円
	排水樋門工	3箇所	2,033百万円
	排水機場工	3箇所	4,260百万円
4. 国営総事業費	25,000百万円		

西国東地区 概要図



平成30年度新規地区採択チェックリスト

(1) 直轄海岸保全施設整備事業

(局名：九州農政局) (地区名：西国東地区)

1. 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸保全施設工事が海岸を防護し、もって国土の保全に資する等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業による効果が十分見込まれること。	<input type="checkbox"/>
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・海岸法等に規定されている要件を満たすこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

平成30年度新規地区採択チェックリスト

(1) 直轄海岸保全施設整備事業

(局名：九州農政局) (地区名：西国東地区)

2. 優先配慮事項

【効率性・有効性】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	○ ○	A
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	保全対象となる農地の面積	ha/地区	800	A
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	農業関係施設防護効果額(防護面積当たり)	千円/ha・年	168	B
	農村の振興	農村の生活環境の整備	農業以外施設防護効果額(防護面積当たり)	千円/ha・年	-	-
			防護人口(整備海岸延長当たり)	人/km	234	A
			防護面積(整備海岸延長当たり)	ha/km	150	A
多面的機能の発揮	国土の保全	①環境保全に関するアンケート等の実施 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題についての話し合い等の実施	—	— ○	B	

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組 ③維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	b — —	B
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組 ③維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	b — —	B
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化計画等と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③耐震対策の計画の策定	—	a a a	A
	関係機関との協議		①漁協との協議(予備)の状況 ②着工前に重要な協議(予備)の状況	—	— a	A
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況	—	a a	A
	事業推進体制		①事業推進協議会の設立 ②事業推進協議会から着工要望の提出	—	— a	A
	維持管理体制		①予定管理者の合意 ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意	—	a a	A
	緊急性		①周辺地域における重大な農業被害の発生見込み ②災害の兆候等から判断して緊急に対策を講ずべき地域 ③他の公共事業(他省庁海岸事業等)等と連携をとるため、早急な事業実施の必要がある ④防護区域に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等の重要な施設が含まれる	—	○ ○ — ○	A
	ストック効果の最大化		ストック効果の最大化	%	60	B